

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	県 民 セ ン タ ー
○知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	”
○長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理等に関する規則	会 計 課
◎ 訓 令	所管課（室）名
○長崎県決裁規程の一部改正	新 行 政 推 進 室
○補助執行に関する規程の一部改正	”
◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	広 報 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	”
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	”
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
○財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料	会 計 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	広 報 課
・土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の清算人の退任	”
◎ 選挙管理委員会告示	所管課（室）名
・令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正について	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 有明海自動車航送船組合告示	所管課（室）名
・有明海自動車航送船組合議会令和6年第2回定例会の招集	有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合

規 則

長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第32号

長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県情報公開条例施行規則（平成14年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（文書等の開示方法）</u> 第8条の2 <u>条例第16条に規定する文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧又は写しの交付は、次の各号に掲げる方法であって、実施機関が保有する機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次条において同じ。）により容易に行うことができるものにより実施するものとする。</u> (1) <u>当該文書等又は当該文書等を複写機により複写したものの閲覧</u> (2) <u>当該文書等を複写機により複写したものの交付</u> (3) <u>当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u> （電磁的記録の開示方法） 第9条 <u>条例第16条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法であって、実施機関が保有する機器又はプログラムにより容易に行うことができるものにより実施する方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。</u> (1) <u>当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</u> (2) <u>当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴</u> (3) <u>当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u> （公文書の写しの交付） 第10条 <u>条例第16条の規定により公文書の写しの交付を受けようとする者は、開示（部分開示）する公文書の一覧及び写しの交付申請書（様式第13号）を提出しなければならない。</u></p>	<p>（電磁的記録の開示方法） 第9条 <u>条例第16条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。</u> (1) <u>録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法</u> ア <u>当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</u> イ <u>当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付</u> (2) <u>ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法</u> ア <u>当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</u> イ <u>当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付</u> (3) <u>前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法</u> ア <u>当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は交付</u> イ <u>当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。）</u> ウ <u>当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写を容易に行うことができる場合に限る。）</u> （公文書の写しの交付） 第10条 <u>条例第16条の規定により公文書の写しの交付を受けようとするものは、公文書の写しの交付申請書（様式第13号）を提出しなければならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

様

請 求 者	住 所 〔法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地〕	(〒 —)
	氏 名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号及びファックス番号 連絡先又は連絡担当者	電話 — — FAX — — 連絡先 (担当者)

長崎県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称 又は内容	
求める開示の 実施の方法 ※電磁的記録について は、技術的な事情に より希望した方法に よる開示を実施する ことができないこと があります。	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴
	2 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	(1)写しの交付の方法 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R）に複写したものの交付 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入すること） ()
	(2)写しの郵送の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
	(3)写しの交付手数料の納付方法 <input type="checkbox"/> オンラインでの納付（県の電子申請システムで納付する方法） <input type="checkbox"/> 県の納付窓口での納付（本庁・振興局等の納付窓口で納付する方法） <input type="checkbox"/> 手数料納付書での納付（銀行の窓口等で納付する方法）

【担当課室（所）の職員記入欄】 開示請求者は記入しないでください。

公文書の 名称	(年度)
担当課室（所）	
備考	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称			
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所	電話番号（ — — (内線) ）	
開示の実施の方法			
担当課室（所）	部・局・所	課・室 班・係	
	電話番号（ — — (内線) ）		
備 考	開示又は部分開示する公文書の写しの交付手数料の額等は、別紙様式第13号記載のとおり		

（裏面あり）

- (注) 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室(所)までご連絡ください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として(訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記3、4の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称 又は内容			
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所	電話番号（ — — （内線） ）	
開示しない部分 及びその理由	<p>【開示しない部分】</p> <p>【開示しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用条項 長崎県情報公開条例第7条第 号 該当 ・その理由 		
上記の「開示 しない理由」が なくなる期日	年 月 日（この日以降であれば、この公文書を開示 することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてく ださい。）		
担当課室（所）	部・局・所	課・室 班・係	
	電話番号（ — — （内線） ）		
備 考	開示又は部分開示する公文書の写しの交付手数料の額等は、別紙様式 第13号記載のとおり		

（裏面あり）

- (注) 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室（所）までご連絡ください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記3、4の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書の名称 又は内容</p>	
<p>開示しない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用条項 長崎県情報公開条例第7条第 号 該当 ・その理由
<p>上記の「開示しない理由」がなくなる期日</p>	<p>年 月 日（この日以降であれば、この公文書を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。）</p>
<p>担当課室（所）</p>	<p>部・局・所 課・室 班・係</p> <p>電話番号（ — — （内線） ）</p>
<p>備 考</p>	

（裏面あり）

- (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書の名称 又は内容</p>	
<p>公文書の存否を 明らかにしない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用条項 長崎県情報公開条例第10条 該当 ・その理由
<p>担当課室（所）</p>	<p>部・局・所 課・室 班・係</p> <p>電話番号（ — — （内線） ）</p>
<p>備 考</p>	

（裏面あり）

- (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書（公文書不存在）

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないことにより開示しないことと決定したので、長崎県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

公文書の名称 又は内容	
公文書を保有 していない理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 電話番号（ — — （内線） ）
備 考	

（裏面あり）

- (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第4条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、長崎県情報公開
条例第12条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知し
ます。

開示請求に係る 公文書の名称 又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 電話番号（ - - （内線） ）
備 考	

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第5条関係）

開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、長崎県情報公開条例第13条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に当該公文書のうちの相当部分について開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書について開示決定等をする延長後の期限	年 月 日までに相当部分について開示決定等をし、残りの公文書については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
60日以内に公文書のすべてについて開示決定等を行うことができない理由	
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 電話番号（ — — （内線） ）
備 考	

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第7条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示することを決定したので、長崎県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称	
開示決定により開示されるあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課室（所）	部・局・所 課・室 班・係 電話番号（ — — （内線） ）

（裏面あり）

- (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔 〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において〔 〕を代表する者は〔 〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第10条関係）

開示（部分開示）する公文書の一覧及び写しの交付申出書

年 月 日付け 第 号 で開示（部分開示）の決定をした 公 文 書 の 名 称	写しの 種別※	単 価	数 量	金 額
公文書の写しの交付手数料の額の合計				
郵送（普通郵便）で写しの交付を受ける場合の送付費用の額				
納付額の合計				

※「写しの種別」の記載例：A4判用紙（単色）、A3判用紙（多色）、CD-R

年 月 日

様

年 月 日付け 第 号で開示決定又は部分開示決定の通知の
あった公文書について、上記のとおり写しの交付を申し出ます。

住 所 〔法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地〕	(〒 —)
氏 名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名〕	
電 話 番 号 連絡先又は連絡担当者	— —

写しの交付手数料を納付した際に受け取った〈納付済証と納付済証照合票〉又は〈利用
明細書〉を、本書裏面に貼付してください。

なお、オンライン納付をする場合は、長崎県電子申請システムから「公文書の写しの交付
申出」の手続をしてください。

(裏面あり)

(裏面)

＜納付済証と納付済証照合票＞又は＜利用明細書＞の貼付欄

※手数料納付書で納付した場合は、領収証書から切り離した＜納付済証と納付済証照合票＞を貼付してください。

※納付窓口で納付した場合は、＜利用明細書＞を貼付してください。

【県処理欄】 開示請求者は記入しないでください。

財務会計システムへの申請書等受付の登録

公文書の写しの交付を行った日又は発送した日 年 月 日

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第11条関係）

情報公開審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けの審査請求については、長崎県情報公開条例第19条第2項の規定により、次のとおり長崎県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第20条の規定により通知します。

審査請求に係る 公文書の名称		
審査請求の内容	審査請求年月日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日	
担当課室（所）	部・局・所	課・室 班・係
	電話番号（ - - （内線） ）	
備 考		

（長崎県情報公開審査会に対する口頭意見陳述の申立て等について）

審査請求人は、長崎県情報公開審査会に対し、口頭意見陳述の申立て、また、意見書・資料の提出をすることができます。希望される場合は当該審査会庶務担当課（ ）に速やかに申し出てください。ただし、口頭意見陳述の実施の要否は当該審査会において判断されます。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第33号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（写しの送付に要する費用の納付の方法）</p> <p>第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、<u>法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料を納付する方法と同様の方法とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（写しの送付に要する費用の納付の方法）</p> <p>第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 郵便切手で納付する方法</p> <p>(2) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</u></p>

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあつては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

(代理人が法人の場合にあつては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

[Empty box for item 1]

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 ()
<実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人
イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
[住民票の写しの返却を希望する場合、返却時期を選択してください。
 開示請求書受領後（普通郵便） 諾否決定通知時（簡易書留等）]
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者
(ふりがな)
(イ) 本人の氏名 _____
(ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

(裏面あり)

4 開示請求に係る手数料の納付方法

保有個人情報の写しの交付を受ける場合、開示請求に係る手数料（送付希望の場合は郵送料を含む）の納付方法に○印を付してください。

- ア オンラインでの納付（県の電子申請システムで納付する方法）
- イ 県の納付窓口での納付（本庁・振興局等の納付窓口で納付する方法）
- ウ 手数料納付書での納付（銀行の窓口等で納付する方法）

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(適用条項) 法第78条第1項第 号 に該当

(その理由)

※ (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)、(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

(裏面あり)

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） 同封の説明事項のとおり

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第5条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報
情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下
記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	[不開示 ・ 存否応答拒否 ・ 不存在] (適用条項) 法第 条第 項第 号 に該当 (その理由)

- ※ (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)、(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
保有個人情報について開示決定等をする延長後の期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第8条第3号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定により開示される（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。

（2）この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記（1）、（2）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第9条第1項関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： _____ 日 付： _____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの 種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの 交付	その他 ()				
手数料の額の合計							
郵送で写しの交付を受ける場合の送付費用の額 ※希望する郵送方法の□に「レ」を記入してください。 <input type="checkbox"/> 特定記録 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 一般書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取(特例型)							
納付額の合計							
納付方法 ※選択する納付の方法の□に「レ」を記入してください。なお、オンライン納付をする場合は、長崎県電子申請システムから「保有個人情報の開示の実施方法等申出」の手続をしてください。 <input type="checkbox"/> 納付窓口での納付 ※利用明細書を別紙様式に貼付してください。 <input type="checkbox"/> 手数料納付書での納付 ※納付済証と照合票を別紙様式に貼付してください。							

3 事務所における開示の実施を希望する日： _____ 年 月 日 午前・午後

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

別紙（様式第12号関係）

別紙様式（手数料納付済確認書）

氏 名	
＜利用明細書＞又は＜納付済証と納付済証 照合票＞の貼付欄	
※納付窓口で納付した場合は、＜利用明細書＞を1枚貼付してください。 ※手数料納付書で納付した場合は、領収証書から切り離した＜納付済証＞と＜納付済証 照合票＞を貼付してください。	

※ 「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」とあわせて提出してください。

※ 太枠内の「氏名」欄は、必ず記入してください。

【県処理欄】 開示請求者は記入しないでください。

 財務会計システムへの申請書等受付の登録 写しの交付を行った日又は発送した日 年 月 日

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____
(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所 _____ TEL () _____
(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由 ※どの部分について、どのような内容の訂正を求めるかを明確にし、その理由を具体的に記載してください。	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 (住民票の写しの返却を希望する場合、返却時期を選択してください。) <input type="checkbox"/> 開示請求書受領後(普通郵便) <input type="checkbox"/> 諾否決定通知時(簡易書留等)
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第12条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

- ※ (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)、(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第12条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

- ※（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- （2）この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- （3）ただし、上記（1）、（2）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第13条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第13条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第16条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL

()

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由 ※開示を受けた保有個人情報が法第98条第1項の第1号、第2号のいずれに該当するかを選択し、求める措置について□に「レ」を記入してください。	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号（法に違反する保有、取扱、取得、利用）該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号（法に違反する提供）該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 〔住民票の写しの返却を希望する場合、返却時期を選択してください。〕 <input type="checkbox"/> 開示請求書受理後（普通郵便） <input type="checkbox"/> 諾否決定通知時（簡易書留等）
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第17条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

- ※（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- （2）この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- （3）ただし、上記（1）、（2）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第17条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこ ととした理由	

- ※（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- （2）この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- （3）ただし、上記（1）、（2）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第18条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第18条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

長崎県個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり長崎県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、利 用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

(長崎県個人情報保護審査会に対する口頭意見陳述の申立て等について)

審査請求人は、長崎県個人情報保護審査会に対し、口頭意見陳述の申立て、また、意見書・資料の提出をすることができます。希望される場合は当該審査会庶務担当課（ ）に速やかに申し出てください。ただし、口頭意見陳述の実施の要否は、当該審査会において判断されます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例第5条に規定する手数料を証紙による収入の方法により徴収する場合における第10条の規定は、なお従前の例による。

長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第34号

長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理等に関する規則

(長崎県行政不服審査法施行細則の一部改正)

第1条 長崎県行政不服審査法施行細則(平成28年長崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第7号添付用紙を次のように改める。

様式第7号添付用紙

提出書類等写しの交付手数料納付書

長崎県知事

様

審査請求人又は参加人

年 月 日付け文書番号で通知のありました提出書類等の写しの交付を許可された、下記の書類等の写しの交付に係る手数料として、下記の金額を納付します。

- 1 写しの交付を求める書類等
- 2 納付金額
円
- 3 交付対象書類、写しの種別、単価及び金額

書類の名称	写しの種別	単 価	数 量	金 額 (円)
合 計				円

- (注) 1 「写しの種別」の欄には単色刷り又は多色刷りのいずれかを記入願います。
2 「単価」の欄には、単色刷りの場合は10円と、多色刷りの場合は60円と記入願います。

4 納付方法

- 手数料納付窓口で決済端末による納付(利用明細書貼付※)
- 手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※)

※裏面(別紙)に貼付すること。

裏面（別紙）

手数料納付済申出書

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付 ※手数料納付窓口で決済端末による納付の場合 手数料納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第11号添付用紙を次のように改める。
様式第11号添付用紙

主張書面等写しの交付手数料納付書

長崎県行政不服審査会会長 様

審理関係人

年 月 日付け文書番号で通知のありました主張書面等の写しの交付を許可された、下記の書面の写しの交付に係る手数料として、下記の金額を納付します。

- 1 写しの交付を求める主張書面等
- 2 納付金額
円
- 3 交付対象書面、写しの種別、単価及び金額

書面の名称	写しの種別	単 価	数 量	金 額 (円)
合 計				円

- (注) 1 「写しの種別」の欄には単色刷り又は多色刷りのいずれかを記入願います。
2 「単価」の欄には、単色刷りの場合は10円と、多色刷りの場合は60円と記入願います。

- 4 納付方法
 - 手数料納付窓口で決済端末による納付 (利用明細書貼付※)
 - 手数料納付書による納付 (納付済証・照合票貼付※)
※裏面 (別紙) に貼付すること。

裏面（別紙）

手数料納付済申出書

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付 ※手数料納付窓口で決済端末による納付の場合 手数料納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(長崎県組織規則の一部改正)

第2条 長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(出納局各課室) 第19条 出納局各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。 会計課 (1)～(5) 略 <u>(6)～(20)</u> 略 略</p>	<p>(出納局各課室) 第19条 出納局各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。 会計課 (1)～(5) 略 <u>(6) 収入証紙に関すること。</u> <u>(7)～(21)</u> 略 略</p>

(長崎県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 長崎県住民基本台帳法施行細則(平成14年長崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

本人確認情報等開示請求書

年 月 日

長崎県知事 様

請求者	氏名	
	住所	(〒 —)
	連絡先 (電話番号)	

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の32第1項(法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、自己に係る本人確認情報等の開示を請求します。

氏名		生年月日	年 月 日
性別		住民票コード	
住所	〒		
開示方法	ア 本人確認情報等確認書の交付 イ 出力された帳票の提示 ウ ディスプレイ(専用端末の画面の表示)の閲覧		
連絡先の電話番号	() —		

- 注 1 法定代理人が請求する場合は、下線部を「下記の者に係る」とする。
 2 開示方法は、希望するものを○で囲んでください(複数でも可)。ただし、アの本人確認情報等確認書の交付は、1枚につき10円が必要となります。
 3 請求には、本人であること(又は法定代理人自身であること)を確認するために必要な書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に下記の担当課までお問い合わせください。)の提示が必要です。
 4 郵送で請求を行う場合には、3の書類(又は3の書類の写し)を提出してください。
 5 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示(郵送の場合は提出)が必要です。

※担当課の名称	(電話番号)
---------	----------

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第4条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年長崎県規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

製菓衛生師免許申請書	
長崎県知事 様	年 月 日
(ふりがな) 氏 名	
製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
本 籍 (外国人の場合は国籍)	都道府県
住 所	〒 ー 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
合格した製菓衛生師試験の年月及び施行者	年 月 都道府県 知事施行製菓衛生師試験合格
製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分の有無(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)	有 無
添 付 書 類	1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(本籍地の確認のできるものに限る。)外国人のうち、中長期在留者及び特別永住者の場合は、住民票の写し(国籍等を確認できるものに限る。)、その他の外国人は、旅券その他の身分を証する書類の写し 2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 3 試験合格証書(本県で実施した製菓衛生師試験に合格した者を除く。)

様式第2号を次のように改める。
 様式第2号（第4条関係）

製菓衛生師 名簿訂正 申請書 免許証書換え交付		年 月 日
長崎県知事 様		(ふりがな) 氏 名
製菓衛生師名簿の登録事項及び免許証の記載事項に次のとおり変更を生じたので、名簿を訂正のう え、免許証の書換え交付をされるよう関係書類を添えて申請します。		
住 所	〒 ー 電話番号 ()	
登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更事項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
添 付 書 類	1 免許証 2 戸籍の抄本	

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

製菓衛生師免許証再交付申請書	
長崎県知事 様	年 月 日
	(ふりがな) 氏 名
製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
本 籍 (外国人の場合は国籍)	都道府県
住 所	〒 - 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日
再 交 付 申 請 の 理 由	
添 付 書 類	免許証を破り、又は汚したときは、その免許証

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第8条関係）

製菓衛生師試験受験願書	
年 月 日	
長崎県知事	様 (ふりがな) 氏 名
製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。	
住 所	〒 ー 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
受 験 資 格	1 製菓衛生師法第5条第1号に該当 2 製菓衛生師法第5条第2号に該当 3 製菓衛生師法附則第2項に該当
試験科目（製菓理論及び実技）の免除に必要な資格	有 無

- 備考 1 「受験資格」欄及び「試験科目（製菓理論及び実技）の免除に必要な資格」欄は、該当するものに○印を付けること。
2 受験資格を証する書類を添付すること。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成27年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第23号を次のように改める。
 様式第23号（第23条関係）

（表面）

新規

	整理番号	網	わな	1銃	2銃	
狩 猟 免 許 申 請 書						
長崎県知事 様				年 月 日		
ふりがな						
氏 名						
生 年 月 日	年 月 日生					
住 所	(〒 —)					
電 話 番 号	() —					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。						
1 受けようとする狩猟免許の種類欄の□にレ印を付し、使用しようとする猟具の番号に○印を付すこと。						
□ 網猟免許	1 網					
□ わな猟免許	2 わな					
□ 第1種銃猟免許	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）					
□ 第2種銃猟免許	6 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）					
2 銃を所持している場合は、その所持許可番号及び許可年月日						
銃の種類	鉄砲所持許可番号	許可年月日			受験希望場所 第1希望 第2希望	
	号	年	月	日		
	号	年	月	日		
	号	年	月	日		
3 他の狩猟免許を受けている場合はその狩猟免許の種類等を記載						
他の免許	免許	都道府県知事名	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	号
他の免許	免許	都道府県知事名	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	号
受付日						
<input type="checkbox"/> 手数料（手数料納付書の納付済証・照合票を別葉へ貼付） <input type="checkbox"/> 診断書（発行から3月以内 県指定の様式を使用） ※銃所持許可を受けている場合は所持許可証の写しで添付 <input type="checkbox"/> 写真 （6月以内撮影、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm、横2.4cm、裏面に氏名と撮影年月日記載） <input type="checkbox"/> 住民票等（個人番号の記載がないこと） <input type="checkbox"/> 返信用封筒						

(裏面)

新規

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）		
罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有 2 無	
執行を受けることのなくなった年月日		
5 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）		
免許を取り消されたことの有無	1 有 2 無	
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太線欄には、申請者は記載しないこと。 3 2の鉄砲所持許可番号及び許可年月日は、鉄砲の種類ごとに主として使用する鉄砲について記載すること。 4 申請書とともに提出する書類等については、下記を参照のこと。		
提出書類等 <input type="radio"/> 手数料 手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付して申請書へ添付すること。		
<input type="radio"/> 診断書 県指定の診断書を使用し発行から3月以内のものであること。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定による許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを添付すること。		
<input type="radio"/> 写真 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。白黒、カラーのどちらでも可。		
<input type="radio"/> 住民票等 住民票又はマイナンバーカードの写し等、住民票上の住所を確認できるものを添付すること。ただし、個人番号の記載がないものに限る。		
<input type="radio"/> 返信用封筒（受験票送付用） 申請者自身の住所、氏名、郵便番号を明記し、送付に必要な切手を貼付すること。		

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名(名称)」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

- 財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第26号を次のように改める。
 様式第26号（第28条関係）

（表面）

更新

整理 番号	網	わな	1銃	2銃	
狩 猟 免 許 更 新 申 請 書					
長崎県知事 様					
年 月 日					
ふりがな					
氏 名					
生年月日	年 月 日生				
住 所	(〒 —)				
電話番号	() —				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。 1 更新を受けようとする狩猟免許（免許の種別欄のいずれか一つに☑印を付ける。）					
免許の種別	狩猟免状の番号	交付年月日	交付した 都道府県名		
<input type="checkbox"/> 網猟 <input type="checkbox"/> わな猟 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟	号	年 月 日			
2 銃を所持している場合は、その所持許可番号及び許可年月日					
銃の種類	鉄砲所持許可番号	許可年月日			
	号	年 月 日			
	号	年 月 日			
	号	年 月 日			
3 他に狩猟免許の更新を申請している場合は、その免許の種別（○で囲む）および番号（免許種別の下欄に記入）					
網猟免許	わな猟免許	第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	受付日	
<input type="checkbox"/> 手数料（手数料納付書の納付済証・照合票を別葉へ貼付） <input type="checkbox"/> 診断書（発行から3月以内 県指定の様式を使用） ※銃所持許可を受けている場合は所持許可証の写しで添付 <input type="checkbox"/> 写真 （6月以内撮影、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm、横2.4cm、裏面に氏名と撮影年月日記載） <input type="checkbox"/> 返信用封筒					

(裏面)

記載上の注意事項

- 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 2の、鉄砲所持許可番号及び許可年月日は、鉄砲の種類ごとに主として使用する鉄砲について記載すること。
- 4 申請書とともに提出する書類等については、下記を参照のこと。

提出書類等

○手数料

手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付して申請書へ添付すること。

○診断書

県指定の診断書を使用し発行から3月以内のものであること。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定による許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを添付すること。

○写真

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。白黒、カラーのどちらでも可。

○返信用封筒（受検票送付用）

申請者自身の住所、氏名、郵便番号を明記し、送付に必要な切手を貼付すること。

○レターパックライト（資料郵送用） ※郵送申請のかたのみ

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名			
納付した手数料の内容			
※領収証書から切り離した<納付済証>を貼付		※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名（名称）」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第28号を次のように改める。
 様式第28号（第30条関係）

（表面）

		※登 録 番 号	
		※狩 猟 免 許	
		※損 害 の 賠 償	
		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
		※法施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別	
※整理番号		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	
狩 猟 者 登 録 申 請 書 長崎県知事 様		写 真	
年 月 日			
住 所	(〒 —) 電話番号 (— —)	※狩猟税納付欄	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
以下のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。			
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□に☑印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに所持する免許の種類（□に☑印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に☑印を付す。）。			
□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事 交 付 年 月 日 年 月 日 狩猟免状の番号
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事 交 付 年 月 日 年 月 日 狩猟免状の番号
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事 交 付 年 月 日 年 月 日 狩猟免状の番号
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許	
		都道府県知事名	知事 交 付 年 月 日 年 月 日 狩猟免状の番号

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□に \blacktriangleright 印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当の□に \blacktriangleright 印を付する。)					
<input type="checkbox"/> 許可捕獲等をした者 <input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者		<input type="checkbox"/> 許可捕獲等に従事した者 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	第2種銃猟免許				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。 4 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。 また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別の欄は、該当者である場合は「有」を、該当者でない場合は「否」と記載するものとする。					
添付書類					
1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面 2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚 3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類 4 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者にあつては、狩猟税減免措置について要件を満たしていることを証する書面 5 手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付したもの					

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名(名称)」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第29号を次のように改める。
 様式第29号（第31条関係）

(表面)

※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		※法施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	
狩猟者変更登録申請書											
長崎県知事様										写 真	
年 月 日											
住 所		(〒 —)									
電話番号 (— —)											
ふりがな											
氏 名											
職 業											
生年月日		年 月 日生									
変更しようとする狩猟者登録証の番号		号									
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日									
以下のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。											
(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□に☑印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに所持する免許の種類(□に☑印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入(変更がある場合のみ記入)。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□に☑印を付す。)。											
□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号					
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号					
□第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許					
□第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号					

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場所のみ記入)					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合)					
第1種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃				
	空 気 銃 <small>(圧縮ガスを使用するものを含む。)</small>				
第2種 猟銃免許	空 気 銃 <small>(圧縮ガスを使用するものを含む。)</small>				
<p>記載上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚 2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類 3 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、狩猟税減免措置について要件を備えていることを証する書面 4 手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付したもの 					

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名			
納付した手数料の内容			
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付		※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名(名称)」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

- 財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第30号を次のように改める。

様式第30号（第32条、第33条、第34条関係）

住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書		年 月 日
長崎県知事 様		
住 所	(〒 —)	電話番号 (— —)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日 生	
職 業		
(該当項目の□に \surd 印を付す) <input type="checkbox"/> 住所・氏名等に係る区分の変更届出書（※1） 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第46条第1項、第61条第4項）又は同法施行規則（第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項、第13条の9第6項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項、第46条の2第5項）の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書（※2） 下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第13条の9第7項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条、第65条第10項）の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失（滅失、汚損、破損）したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項）又は同法施行規則（第11条の2第7項、第13条の9第4項、第46条の2第4項）の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。		
狩猟免許等の種類	(該当項目の□に \surd 印を付す) <input type="checkbox"/> 狩 猟 免 状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従 事 者 証 <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用） <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証	
番 号		
交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日	
※1	変 更 事 項	(該当項目の□に \surd 印を付す) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止
	変 更 内 容	旧 新
※2	変 更 事 項	(該当項目の□に \surd 印を付す) <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。
亡失又は再交付の理由		
記載上の注意事項 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に \surd 印を付すこと。 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限りて記入すること。 ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限りて記入すること。 3 法人にあっては、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名の欄は名称と代表者名を記入すること。 添付書類 1 住所・氏名の変更を届出の場合には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、マイナンバーカードの写し等）を添付すること。ただし、個人番号の記載がないものに限る。 （届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。） 2 再交付申請を行う場合は、手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付したもの。		

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離した<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名(名称)」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第6条 林業種苗法施行細則(昭和46年長崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

A	※ 受付番号	<p style="text-align: center;">生産事業者講習会受講申込書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申込者住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>下記のとおり、林業種苗法第10条第3項第3号イの講習会を受講したいので、手数料を添えて申込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講希望年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>受講希望場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>○手数料の納付の方法</p> <p><input type="checkbox"/> 電子納付(整理番号:)</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料納付窓口で決済端末による納付(利用明細書貼付※)</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※)</p> <p>※別紙に貼付すること。</p>	受講希望年月日		受講希望場所	
受講希望年月日						
受講希望場所						

----- 切 取 り は で き ま せ ん -----

B	※ 受付票	<p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>受講場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この受講票が無いと受講できませんので、大切に保存し、当日必ず持参してください。万一紛失した場合は再交付を受けてください。 2 受講の際は、本票を受付に示して入場し、受講中は机上においてください。 受付時間 時 分から 時 分まで 3 時 分から開講します。その後の入場はできません。 	受講日		受講場所	
受講日						
受講場所						

注 1 申込者は、受講日の5日前までに所管の振興局に提出すること。
2 最近6カ月以内に撮影した正面、無帽、上半身の写真(サイズ5.5cm×4.5cm)を所定欄にはりつけること。
3 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第2号（第4条関係）の別紙

手数料納付済申出書

納付した手数料の内容	
<p>※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した<納付済証>を貼付</p>	<p>※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付 ※手数料納付窓口で決済端末による納付の場合 手数料納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付</p>

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正)

第7条 長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和34年長崎県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の1を次のように改める。

様式第1号の1（第2条関係）

※登録年月日		年	月	日
※登録番号		長崎県	木種 第	号
木 材 業 者 登 録 (更 新) 申 請 書				
長崎県木材業者及び製材業者登録条例第4条の規定により登録を申請します。				
年 月 日				
住 所				
申請者				
氏 名(名称及び代表者氏名)				
長崎県知事		様		

主たる営業所	所在地		名 称			
従たる営業所	所在地		名 称			
企 業 組 織	個人、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、協同組合、企業組合					
開 業 年 月 日	年 月 日	資本金	円			
加 入 組 合 名						
1 労務の概要						
業種別 男女別	常勤役員	事 務 員	作 業 員	計		
	男	人	人	人		
	女					
2 設備の概要						
種 別	店 舗	製品保管庫	土 場	貯木場	その他	敷地面積計
数 量	棟 m ²	棟 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
種 別	トラック	トラクター	フォークリフト	運材車	チェーンソー	その他
数 量	台	台	台	台	台	
3-1 前年度素材取扱実績						
種別	区分	国 産 材		外 材	計	
		県 産 材	県 外 材			
生産量	一般用材 m ³					
	その他 m ³					
購入量	一般用材 m ³					
	その他 m ³					
販売量	一般用材 m ³					
	その他 m ³					

3-2 前年度木材製品取扱実績						
種別		区分	国産材		外 材	計
			県産材	県外材		
生産量	一般用材	m ³				
	その他	m ³				
購入量	一般用材	m ³				
	その他	m ³				
販売量	一般用材	m ³				
	その他	m ³				
上記申請書のとおり相違ありません。						
経由組合長名						

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

注：県産材とは、県内で産出された木材のことをいい、製材される場所は県内外問わない。

手数料の納付方法

- 電子納付（整理番号： _____）
- 決済端末による納付（利用明細書貼付※）
- 手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）

※下記貼付欄に貼付すること。

利用明細書・納付済証・照合票貼付欄

【県処理欄】 財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第2条関係）

※登録年月日					年	月	日		
※登録番号		長崎県	製種	第	号				
製 材 業 者 登 録 (更 新) 申 請 書									
長崎県木材業者及び製材業者登録条例第4条の規定により登録を申請します。									
					年	月	日		
					住 所				
					申請者				
					氏 名(名称及び代表者氏名)				
長崎県知事					様				
主たる工場	所在地				名 称				
従たる工場	所在地				名 称				
企 業 組 織	個人、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、協同組合、企業組合								
開業年月日	年	月	日	資本金	円				
加入組合名									
1 工場規模の概要									
種 別	敷 地	工場面積		乾燥施設		防虫防腐処理施設			
数 量	m ²	m ²		棟 m ²		棟 m ²			
種 別	水面貯木場	陸上貯木場		製品保管庫		事務所			
数 量	m ²	m ²		棟 m ²		棟 m ²			
2 労務の概要									
業種別 男女別	常勤役員	事務員		作業員		計			
	男	人	人	人	人				
	女	人	人	人	人				
3 機械設備の概要									
機 械 名	径	員数	出力数	機 械 名	員数	出力数			
自動送材車付帯のご盤	mm	台	KW	製材用横切機	台	KW			
自動ローラ送り帯のご盤				耳すり機					
テーブル帯のご盤				バーカ					
ツイン帯のご盤				トリマ					
ツイン丸のご盤				プレーナ					
傾斜丸のご盤				モルダー					
自動ローラ横形帯のご盤				チップパー					
その他				オガ粉製造器					
				目立機					
				その他					

4-1 前年度素材取扱実績							
種別	区分	国産材		外材	計		
		県産材	県外材				
自家生産		m ³	m ³	m ³	m ³		
購入							
貸びき・委託							
4-2 前年度木材製品生産実績							
種別	区分	一般製材	木箱・集成 梱包用材	家具建具材	チップ	その他	計
		m ³	m ³	m ³	t	m ³	m ³
販売用							
貸びき、その他							
上記申請書のとおり相違ありません。							
経由組合長名							

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

注：県産材とは、県内で産出された木材のことをいい、製材される場所は県内外問わない。

手数料の納付方法

- 電子納付（整理番号： _____）
- 決済端末による納付（利用明細書貼付※）
- 手数料納付書による（納付済証・照合票貼付※）

※下記貼付欄に貼付すること。

利用明細書・納付済証・照合票貼付欄

【県処理欄】 財務会計システムへの申請書等受付の登録

(浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第8条 浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年長崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(閲覧日及び閲覧時間)</p> <p>第3条 閲覧所は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、その閲覧に供する(第3項において「閲覧日」という。)</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、<u>閲覧日の閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(閲覧時間)</p> <p>第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>2 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月28日から同月31日までの日とする。</p> <p>3 知事は登録簿の整理その他必要があると認める場合は、<u>臨時に休日を設け、又は閲覧時間の短縮をすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号の<u>一に</u>該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式

浄化槽工事業者登録簿閲覧請求書

年 月 日

請求者 住 所

フリガナ
氏 名

長崎県知事 様

次の理由により、浄化槽工事業者登録簿の閲覧を請求します。

閲覧を請求する理由

[]

手数料の納付方法

- 決済端末による納付（利用明細書貼付※）
- 手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）

※裏面又は別様に貼付すること。

納付した手数料の内容	
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票> 又は 納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(解体工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第9条 解体工事業者登録簿閲覧規則(平成13年長崎県規則第51号の3)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(閲覧日及び閲覧時間) 第3条 閲覧所は、長崎県の休日 を定める 条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する県の休日 を除き、その閲覧に供する(第3項において「閲覧日」という。) 。 2及び3 略	(閲覧日及び閲覧時間) 第3条 閲覧所は、長崎県の休日 を定める 条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する県の休日 を除き、その閲覧に供する(次項において「閲覧日」という。) 。 2及び3 略
(遵守事項) 第4条 略 2 知事は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。 (1)～(3) 略	(遵守事項) 第4条 略 2 知事は、次の各号の <u>一に</u> 該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。 (1)～(3) 略

様式を次のように改める。
様式（第2条関係）

年 月 日

解体工事業者登録簿閲覧請求書

閱 覧 者	住 所	
	氏 名	職 業
	勤務先	電 話
	目 的	
閲覧希望対象業者名		
1		
2		
3		
4		
5		

手数料の納付方法

- 決済端末による納付（利用明細書貼付※）
- 手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）

※裏面又は別様に貼付すること。

納付した手数料の内容	
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票> 又は 納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(長崎県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第10条 長崎県屋外広告物条例施行規則(昭和39年長崎県規則第110号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2 (許可地域の区分 第3条関係)		別表第2 (許可地域の区分 第3条関係)	
地域区分	適用地域	地域区分	適用地域
第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に定められた地域	第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に定められた地域
略		略	
別表第5 (講習要目等 第19条関係)		別表第5 (講習要目等 第19条関係)	
講習要目	講習要目の内容	講習要目	講習要目の内容
1 屋外広告物に関する法令	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、長崎県屋外広告物条例及び同施行規則の趣旨を周知徹底させるとともに、都市計画法、建築基準法、道路法(昭和27年法律第180号)等の関係諸法との関係について一般的知識を習得させることを目標とする。	1 屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、長崎県屋外広告物条例及び同施行規則の趣旨を周知徹底させるとともに、都市計画法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)等の関係諸法との関係について一般的知識を習得させることを目標とする。
略		略	

様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第15条関係)

(第1紙)

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

納付方法

電子納付(整理番号:)

決済端末による納付(利用明細書貼付※)

手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※)

※別葉に貼付すること

住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号
又は名称及び代表者の氏名

屋 外 廣 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	屋外広告業登録 第		号
	更新	※登録年月日	年	月	日
法人・個人の別		1 個人	2 法人		
フリガナ 商号、名称又は氏名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕					
住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		〒 (-)		電話 (- -)	
1 管内において 営業を行う営業 所の名称及び所 在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)		電話番号	
2 業務主任者の 氏名及びその所 属する営業所の 名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要	
3 法人である場合 の役員(業務を執行 する社員、取締役、 代表者、執行役又は これらに準ずる者) の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
4 他の地方公共団 体における登録状 況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日		登録番号

(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕				
	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒 (-) 電話 (-)			
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要
	営業所3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要

- 注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
- 4 次の書面を添付すること。
- (1) 登録申請者(法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員。)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)
 - (4) 登録申請者(法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員。)を含む。)の略歴書
 - (5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の写し(いずれも3か月以内に発行されたもの)
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離した<納付済証>を添付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>又は 納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付	

(使用上の注意点)

※手数料を納付書又は手数料納付窓口で納付した場合に使用する用紙です。

※納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入してください。

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第20号を次のように改める。
 様式第20号（第20条関係）

講習会受講申込書

納付方法 <input type="checkbox"/> 電子納付(整理番号：) <input type="checkbox"/> 決済端末による納付(利用明細書貼付※) <input type="checkbox"/> 手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※) ※裏面に貼付すること
--

年 月 日

長崎県知事

様

申込人 氏名

長崎県屋外広告物条例第37条第1項に規定する講習会を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

写 真 (2.5cm×3cm)	(ふりがな) 氏 名		
	本 籍 地	(都道府県名)	
	現 住 所	〒 [電話 - -]	
	生 年 月 日	年 月 日	
	勤 務 先 (名称・所在地)	〒 [電話 - -]	
	資 格	取得年月日	資格の種類及び 認証番号
「屋外広告物の 施工に関する事項」の課程の免除を受ける資格	1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者		
	2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者		
	3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者の免状を有する者		
	4 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者のうち帆布製品製造取付けに係るもの		

(注) 1 関係書類として、次の書類を添付すること。

(1) 住民票抄本又は住民票謄本

(2) 「屋外広告物の施工に関する事項」の課程の免除を受ける者は、その資格を証する書類

2 写真は、申込前6か月以内に脱帽して正面から上半身を写したものであること。

納付した手数料の内容

※領収証書から切り離れた<納付済証>を添付

※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>又は
納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第11条 宅地建物取引業法施行細則（昭和44年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第9条関係）
年
宅地建物取引士資格受験申込書

私は宅地建物取引士資格試験を受験したいので、関係書類及び受験手数料 円を添えて申し込みます。 私は以下に記入した事項が真実でかつ正確であることを誓います。 長崎県知事 様 年 月 日 氏名		業 卒 () 業 卒 () 業 卒 () 業 卒 ()
受験地 長崎・佐世保		学 卒 () 業 卒 () 業 卒 () 業 卒 ()
生年 月 日	※受験番号 フリガナ 氏 名	年 月 日 職 歴
本籍地	(電話 局 番)	
現住所	(電話 局 番)	
勤務先及び同所在地	卒 業 区 分 卒 業 年 終 了 年 中 退	
学 校 名 学 部 科 名	卒 業 区 分 卒 業 年 終 了 年 中 退	
最終学歴		

様式第6号を次のように改める。
 様式第6号（第15条関係）

納付方法 <input type="checkbox"/> 電子納付(整理番号：) <input type="checkbox"/> 決済端末による納付(利用明細書貼付※) <input type="checkbox"/> 手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※) ※裏面に貼付すること
--

宅地建物取引士証明申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
 申請者 氏 名

下記のとおり、宅地建物取引業法第18条第1項の規定による登録を受け、同法第22条の2第1項の規定による宅地建物取引士証の交付を受けていることを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
登 録 番 号	第 号
取 引 士 証 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業務に従事する宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号	国土交通大臣 () 号 知 事

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

長崎県知事 印

(長崎県財務規則の一部改正)

第12条 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p> <table border="1" data-bbox="156 674 783 1576"> <tr> <td data-bbox="156 674 284 1576">かいの長</td> <td data-bbox="284 674 783 1576"> <p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料</u></p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1576 284 1615">略</td> <td data-bbox="284 1576 783 1615"></td> </tr> </table>	かいの長	<p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料</u></p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>	略		<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p> <table border="1" data-bbox="826 674 1453 1576"> <tr> <td data-bbox="826 674 954 1576">かいの長</td> <td data-bbox="954 674 1453 1576"> <p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1576 954 1615">略</td> <td data-bbox="954 1576 1453 1615"></td> </tr> </table>	かいの長	<p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>	略	
かいの長	<p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料</u></p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>								
略									
かいの長	<p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国庫支出金の算定基準(県単独事業等については、これに準ずる額)以下である次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令(予定価格7,000万円以上の土地(1件2万平方メートル以上のものに限る。)、物件等の取得(契約変更により右要件に該当する場合も含む。)並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。)</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づく漁港事業</u></p> <p>コ～タ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>								
略									
<p>(会計管理者の事務の補助)</p> <p><u>第9条の2 会計管理者は、別に定めるところにより、かいの出納員に、知事が徴収を行うものとしてあらかじめ告示した手数料に係る現金の出納及び保管の事務を補助させることができる。</u></p> <p>(納入の通知によらない歳入)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第19条に規定する歳入のうち第9条の2の規定に基づき知事が徴収を行うものとして告示した手数料について、納入義務者からの申出があったときは、手数料納付書(様式第5号の2)を交付して、<u>公金取扱銀行、収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)</u>又は九州</p>	<p>(納入の通知によらない歳入)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>歳入徴収者は、第19条に規定する歳入のうち別に定める手数料について、必要があると認めるときは手数料納付書(様式第5号の2)を発行することができる。</u></p>								

<p><u>(沖縄県を除く。)内の株式会社ゆうちょ銀行により納付させることができる。</u></p> <p>(現金等の収納)</p> <p>第30条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項又は第7項の場合において、あらかじめ告示したものについては、現金領収証書に代えて、入場券、切符、金銭登録機及び決済端末（入出力装置を含む。<u>以下同じ。</u>）で印書したものを交付することができる<u>（第7項の場合は決済端末で印書したものに限る。）</u>。ただし、納入義務者が現金領収証書の交付を請求したときは、<u>第1項又は第7項の規定による現金領収証書を交付しなければならない。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>第9条の2の規定により現金を収納したときは、出納員は、納入義務者に現金領収証書（様式第9号その4）を交付するとともに、直ちに知事に対し現金領収済の通知をしなければならない。</u></p> <p>(繰替払の手続)</p> <p>第64条 支出命令者は、繰替払をさせようとするときは、繰替払通知書（様式第29号）を会計管理者等に送付しなければならない。</p> <p>2 会計管理者等は、前項の通知書により自ら繰替払をしたときは、繰替払整理簿（様式第30号）に登記し、繰替払済通知書（様式第31号）にその支払内容を示す証拠書類を添えて支出命令者に送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第3節 公金事務の委託</p> <p>(指定公金事務取扱者)</p> <p>第91条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(現金等の収納)</p> <p>第30条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項の場合において、あらかじめ告示したものについては、現金領収証書に代えて、入場券、切符、金銭登録機及び決済端末（入出力装置を含む。）で印書したものを交付することができる。ただし、納入義務者が現金領収証書の交付を請求したときは、<u>同項の規定による現金領収証書を交付しなければならない。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>(繰替払の手続)</p> <p>第64条 支出命令者は、繰替払をさせようとするときは、繰替払通知書（様式第29号）を会計管理者等<u>又は公金取扱銀行に送付しなければならない。</u></p> <p>2 会計管理者等は、前項の通知書により自ら繰替払をしたとき、<u>又は公金取扱銀行から繰替払をした旨の通知を受けたときは、繰替払整理簿（様式第30号）に登記し、繰替払済通知書（様式第31号）にその支払内容を示す証拠書類を添えて支出命令者に送付しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(指定公金事務取扱者)</p> <p>第91条の2 略</p> <p>2 略</p>
---	--

様式第5号の2を次のように改める。

様式第5号の2 (第23条の2関係)

(公)	長崎県	領収済通知書			
加入者名	口番番号	金額	納付番号	納付区分	納付区分
取納期					
納期		会計			

会計年度	年度	所属名	額収日付印
納入者氏名			
納入の目的			
C			
V			
S			
収			
納			
用			

(注)金額を訂正した聯合、コンビニエンスストア等ではお取換できません。
 (長崎県/VCS本拠地)
 上記金額領収書につき通知します。
 長崎県公金取扱銀行 長崎県会計管理者 (出納員) 様
 取納代行会社
 取りまとめ店

手数料納付書
 以下は納入者の控えです。領収証書と併せインボイスとします。
 問い合わせ時に必要となりますので、申請手続き完了まで保管をお願いします。

会計年度	年度
納付書番号	長崎県 T4-0000-2042-0000

(長崎県)		納付書		(公)	
加入者名	口番番号	納付番号	納付区分	年度	年度
会計					
金額	%	消費税額			
納期					
納入者氏名					
納入の目的					
所属名					

(印)取りかたは、金額欄(額収)や金額欄(額収)にお出しください。

取納代行会社
問い合わせ先

(長崎県)		領収証書		(公)	
加入者名	口番番号	納付番号	納付区分	年度	年度
会計					
金額	%	消費税額			
納期					
納入者氏名					
納入の目的					
所属名					

(印)取りかたは、金額欄(額収)や金額欄(額収)にお出しください。

取納代行会社
問い合わせ先

(印)取りかたは、金額欄(額収)や金額欄(額収)にお出しください。	
<納付済証>	
納付番号	額収日付印
納付区分	
金額	
納入内容	
所属名	

※長崎県提出用です。納付済証照合票と併せて提出してください。
 ※取納代行できませんので納入しないよう大切に保管してください。

収入印鑑不要 (納入者控)

<納付済証 照合票>	
【照合用バーコード (納付番号)】	
金額	円
納入内容	円

※長崎県提出用です。
 ※納付済証と併せて提出してください。

様式第9号その3の次に次の様式を加える。

様式第9号その4（第30条関係）

現金領収証書（手数料）原符

会計年度	年度
納付番号	
納入内容	
件数	件
金額	円
消費税	

上記のとおり領収しました。

年 月 日

【照合用バーコード(納付番号)】

取扱所属
問合せ先

現金領収証書（手数料）

会計年度	年度
納付番号	
納入内容	
件数	件
金額	円
消費税	

上記のとおり領収しました。

年 月 日

(長崎県 T4-0000-2042-0000)

長崎県会計管理者 印

取扱所属
問合せ先

収納済証（手数料）

会計年度	年度
納付番号	
納入内容	
件数	件
金額	円
消費税	

※ 長崎県提出用です。申請書に貼付して提出してください。

上記のとおり領収しました。

年 月 日

長崎県会計管理者 印

【照合用バーコード(納付番号)】

取扱所属
問合せ先

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第11条までの規定及び第12条の規定による改正後の長崎県財務規則第64条の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の次の各号に掲げる規則に定める様式のうち、この規則による改正後の次の各号に掲げる規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

- (1) 長崎県行政不服審査法施行細則
- (2) 長崎県住民基本台帳法施行細則
- (3) 製菓衛生師法施行細則
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
- (5) 林業種苗法施行細則
- (6) 長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則
- (7) 浄化槽工事業者登録簿閲覧規則
- (8) 解体工事業者登録簿閲覧規則
- (9) 長崎県屋外広告物条例施行規則
- (10) 宅地建物取引業法施行細則

訓 令

長崎県訓令第5号

本 庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) <u>税外諸収入金の調定収入に関すること(会計課長の決裁事項に係るものを除く。ただし、指定納付受託者からの収入については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき自所属で指定したものに限り決裁することができる。)</u></p> <p>(26)～(53) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(かいでない事務所又は事業所の長の共通決裁事項)</p> <p>第11条 かいでない事務所又は事業所の長は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1) <u>歳入（事前に受納の決裁を受けた寄附金を含み、知事が徴収を行う手数料を除く。）、歳入歳出外現金及び保管有価証券の徴収、還付及び没収並びに出納の通知に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p>	<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) <u>税外諸収入金の調定収入に関すること(指定納付受託者からの収入については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき自所属で指定したものに限る。)</u></p> <p>(26)～(53) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(かいでない事務所又は事業所の長の共通決裁事項)</p> <p>第11条 かいでない事務所又は事業所の長は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる事項について決裁することができる。</p> <p>(1) <u>歳入（事前に受納の決裁を受けた寄附金を含む。）、歳入歳出外現金及び保管有価証券の徴収、還付及び没収並びに出納の通知に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p>

総務部
略
危機管理部

課(室)	副知事の の決裁 事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
消防保安室		<p>1 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと。</u></p> <p>ア 法第38条の規定による市町に<u>対する消防につ</u> <u>いての勧告、指</u> <u>導及び助言</u></p> <p>イ 法第44条の3第1項から第3項までの規定による緊急消防援助隊に対する<u>指</u> <u>示等</u></p> <p>2 消防法(昭和23年法律第186号)第11条、第12条第2項及び第16条の5の規定による危険物製造等の設置、変更の許可、<u>完成検査、監督上</u> <u>の命令及び立入検</u> <u>査等に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと。</u></p> <p>ア 法第3条、第5条、第8条及び第44条の規定による製造等の許可、許可の取消し及び停止</p> <p>イ 法第31条第5項の規定による保安責任者免状の返納命令</p>	<p>1 消防法第13条の2、第13条の15及び第13条の16の規定による危険物取扱者免状の交付及び返納命令並びに危険物取扱者試験の実施に関する事務の監督に関する<u>こと。</u></p> <p>2 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第34条及び第35条の規定による危険物取扱者免状の書換え及び再交付に関する<u>こと。</u></p> <p>3 消防法第17条の7及び第17条の9の規定による消防設備士免状の交付及び返納命令並びに消防設備士試験の実施に関する事務の監督に関する<u>こと。</u></p> <p>4 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条の5及び第36条の6の規定による消防設備士免状の書換え及び再交付に関する<u>こと。</u></p> <p>5 消防法第13条の23及び第17条の10の規定による危険物取扱者及び消防設備士の講習に関する<u>こと。</u></p> <p>6 消防組織法第29条第3号の規定による消防統計及び消防情報に関する<u>こと。</u></p> <p>7 火薬類取締法(以下本号中</p>

総務部
略

	<p>ウ 法第54条の規定による聴聞</p> <p>4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア 法第5条第1項の規定による許可</p> <p>イ 法第30条の規定による免状返納命令</p> <p>ウ 法第9条、第38条、第53条及び第58条の30の規定による許可、登録及び指定の取消し</p> <p>エ 法第76条及び第78条の規定による聴聞及び意見聴取</p> <p>オ 法第29条の2第1項の規定による委託</p> <p>カ 法第20条の5第3項並びに第74条の2第1項及び第2項の規定による公表及び公示</p> <p>キ 法第58条の18及び第58条の30の2第1項の指定</p> <p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア 法第3条第1項、第3条の2第1項及び第4条第1項の規定による登録及び登録拒否</p>	<p>「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア 法第9条第3項、第11条第3項、第14条第2項、第28条第4項、第34条及び第45条の規定による命令</p> <p>イ 法第10条第1項、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項及び第29条第1項の規定による許可及び認可</p> <p>ウ 法第15条、第35条第1項及び第43条第1項の規定による検査</p> <p>エ 法第17条第7項及び第8項並びに第31条第7項の規定による書換え及び再交付</p> <p>オ 法第31条第3項の規定による保安責任者免状の交付</p> <p>カ 法第42条及び第46条第2項の規定による報告の徴収</p> <p>キ 法第47条の規定による現状変更の禁止</p> <p>8 高圧ガス保安法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア 法第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20</p>	
--	--	---	--

イ 法第36条第1項、第37条の2第1項及び第37条の4第1項の許可	条の6第2項、第22条第3項、第24条の3第3項、第26条第2項及び第4項、第27条第2項、第30条、第34条、第38条第1項及び第2項、第39条、第49条
ウ 法第38条の4第4項の規定による免状返納命令	の30、第49条の30、第49条の35、第52条第4項、第53条、第56条第1項、第58条の23第3項、第58条の27、第58条の30並びに第63条第2項の規定による命令
エ 法第25条、第26条、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条第1項、第35条の3、第35条の6第1項、第35条の10第1項及び第37条の7第1項の規定による登録の取消し、停止命令、認定、更新、認可並びに認定及び許可の取消し	イ 法第5条第2項、第10条第2項、第14条第2項及び第4項、第17条第2項、第19条第2項及び第4項、第20条第1項ただし書及び第3項、第20条の4、第20条の7、第21条第1項から第5項まで、第24条の2、第24条の4第1項及び第2項、第26条第1項、第27条の2第5項、第35条第1項ただし書、第36条第2項、第39条の11第1項及び第2項、第52条第2項、第56条の2、第58条の22、第58条の24及び第63条第1項の規定による届出の受理
オ 法第36条第1項、第37条の2第1項及び第37条の4第1項の許可	ウ 法第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第58条の20
カ 法第90条第1項及び第92条第1項の規定による聴聞及び意見聴取	
キ 法第38条の4の2の規定による免状交付事務の委託	
ク 法第38条の5第2項及び第38条の6第1項の規定による試験の実施及び試験事務の委任	
ケ 法第88条第2項の規定による公示	

の2第1項及び
第58条の23第1
項の規定による
許可、登録、更
新及び認可

エ 法第20条第1
項、第22条第1
項及び第35条第
1項の規定によ
る検査

オ 法第29条の規
定による製造保
安責任者免状及
び販売主任者免
状の交付

カ 法第31条第2
項の製造保安責
任者試験及び販
売主任者試験

キ 法第45条第1
項及び第2項、
第49条第3項及
び第4項、第49
条の3第1項、
第49条の4第3
項並びに第54条
第2項の規定に
よる刻印等及び
刻印等の抹消

ク 法第20条第4
項、第35条第3
項、第56条第2
項並びに第61条
第1項及び第2
項の規定による
報告の受理及び
徴収

ケ 法第39条及び
法第64条の規定
による緊急時の
措置及び現状変
更禁止の指示

コ 法第74条第1
項の規定による
通報

サ 法第20条の5
第2項、第26条
第4項及び第27
条第5項の規定
による勧告

シ 法第62条第1
項の規定による
立入検査

9 液化石油ガスの
保安の確保及び取

引の適正化に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第6条、第8条、第10条第3項、第19条第2項、第21条第2項、第23条、第33条第2項、第37条の2第2項、第37条の3第1項ただし書、第37条の6第1項ただし書、第38条の3、第38条の10第1項及び第2項並びに第38条の17第2項の規定による届出の受理

イ 法第38条の25第3項の規定による指示

ウ 法第37条の3第1項、第37条の6第1項及び第83条第1項の規定による検査

エ 法第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第22条、第34条第3項、第35条第3項、第35条の2、第35条の5、第37条の5第3項及び第37条の7第1項の規定による命令

オ 法第38条の4第1項及び第5項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換え

カ 法第3条の2第2項、第4条第2項、第37条

			<p>の7第2項、第38条の6第4項及び第87条第1項の規定による通知及び通報</p> <p>キ 法第13条第2項の規定による措置命令</p> <p>ク 法第35条の10第2項、第37条の3第2項、第37条の6第3項、第38条の6第3項、第38条の20第3項及び第82条第1項の規定による報告の受理及び徴収</p> <p>ケ 法第24条第3項及び第26条の2の規定による登録の失効及び消除</p> <p>コ 法第3条の2第3項の規定による閲覧の請求の受理</p>
--	--	--	---

他の部局に属さない知事の直近下位の組織

課(室)	副知事の 決裁 事項	危機管理監の 決裁事項	室長の決裁事項
消防保安室		<p>1 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第38条の規定による市町に対する消防についての勧告、指導及び助言</p> <p>イ 法第44条の3第1項から第3項までの規定による緊急消防援助隊に対する指示等</p> <p>2 消防法(昭和23年法律第186号)第11条、第12条第2項及び第16条の</p>	<p>1 消防法第13条の2、第13条の15及び第13条の16の規定による危険物取扱者免状の交付及び返納命令並びに危険物取扱者試験の実施に関する事務の監督に関すること。</p> <p>2 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第34条及び第35条の規定による危険物取扱者免状の書換え及び再交付に関すること。</p> <p>3 消防法第17条の7及び第17条の9の規定による消防設備士免状の交付及び返納命令並び</p>

		<p>5の規定による危険物製造等の設置、変更の許可、完成検査、監督上の命令及び立入検査等に関する<u>こと。</u></p> <p>3 <u>火薬類取締法</u>（昭和25年法律第149号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと。</u></p> <p>ア <u>法第3条、第5条、第8条及び第44条の規定による製造等の許可、許可の取消し及び停止</u></p> <p>イ <u>法第31条第5項の規定による保安責任者免状の返納命令</u></p> <p>ウ <u>法第54条の規定による聴聞</u></p> <p>4 <u>高圧ガス保安法</u>（昭和26年法律第204号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと。</u></p> <p>ア <u>法第5条第1項の規定による許可</u></p> <p>イ <u>法第30条の規定による免状返納命令</u></p> <p>ウ <u>法第9条、第38条、第53条及び第58条の30の規定による許可、登録及び指定の取消し</u></p> <p>エ <u>法第76条及び第78条の規定による聴聞及び意見聴取</u></p> <p>オ <u>法第29条の2第1項の規定による委託</u></p> <p>カ <u>法第20条の5</u></p>	<p>に消防設備士試験の実施に関する事務の監督に関する<u>こと。</u></p> <p>4 <u>消防法施行令</u>（昭和36年政令第37号）第36条の5及び第36条の6の規定による消防設備士免状の書換え及び再交付に関する<u>こと。</u></p> <p>5 <u>消防法第13条の23及び第17条の10の規定による危険物取扱者及び消防設備士の講習に関する<u>こと。</u></u></p> <p>6 <u>消防組織法第29条第3号の規定による消防統計及び消防情報に関する<u>こと。</u></u></p> <p>7 <u>火薬類取締法</u>（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと。</u></p> <p>ア <u>法第9条第3項、第11条第3項、第14条第2項、第28条第4項、第34条及び第45条の規定による命令</u></p> <p>イ <u>法第10条第1項、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項及び第29条第1項の規定による許可及び認可</u></p> <p>ウ <u>法第15条、第35条第1項及び第43条第1項の規定による検査</u></p> <p>エ <u>法第17条第7項及び第8項並びに第31条第7項の規定による</u></p>
--	--	--	--

		<p>第3項並びに第74条の2第1項及び第2項の規定による公表及び公示</p> <p>キ 法第58条の18及び第58条の30の2第1項の指定</p> <p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第3条第1項、第3条の2第1項及び第4条第1項の規定による登録及び登録拒否</p> <p>イ 法第36条第1項、第37条の2第1項及び第37条の4第1項の許可</p> <p>ウ 法第38条の4第4項の規定による免状返納命令</p> <p>エ 法第25条、第26条、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条第1項、第35条の3、第35条の6第1項、第35条の10第1項及び第37条の7第1項の規定による登録の取消し、停止命令、認定、更新、認可並びに認定及び許可の取消し</p> <p>オ 法第36条第1項、第37条の2第1項及び第37条の4第1項の許可</p>	<p>書換え及び再交付</p> <p>オ 法第31条第3項の規定による保安責任者免状の交付</p> <p>カ 法第42条及び第46条第2項の規定による報告の徴収</p> <p>キ 法第47条の規定による現状変更の禁止</p> <p>8 高压ガス保安法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第22条第3項、第24条の3第3項、第26条第2項及び第4項、第27条第2項、第30条、第34条、第38条第1項及び第2項、第39条、第49条の30、第49条の35、第52条第4項、第53条、第56条第1項、第58条の23第3項、第58条の27、第58条の30並びに第63条第2項の規定による命令</p> <p>イ 法第5条第2項、第10条第2項、第14条第2項及び第4項、第17条第2項、第19条第2項及び第4項、第20条第1項ただし書及び第3項、第20条の4、第</p>
--	--	---	---

		<p>カ 法第90条第1項及び第92条第1項の規定による聴聞及び意見聴取</p> <p>キ 法第38条の4の2の規定による免状交付事務の委託</p> <p>ク 法第38条の5第2項及び第38条の6第1項の規定による試験の実施及び試験事務の委任</p> <p>ケ 法第38条第2項の規定による公示</p>	<p>20条の7、第21条第1項から第5項まで、第24条の2、第24条の4第1項及び第2項、第26条第1項、第27条の2第5項、第35条第1項ただし書、第36条第2項、第39条の11第1項及び第2項、第52条第2項、第56条の2、第58条の22、第58条の24及び第63条第1項の規定による届出の受理</p> <p>ウ 法第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第58条の20の2第1項及び第58条の23第1項の規定による許可、登録、更新及び認可</p> <p>エ 法第20条第1項、第22条第1項及び第35条第1項の規定による検査</p> <p>オ 法第29条の規定による製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付</p> <p>カ 法第31条第2項の製造保安責任者試験及び販売主任者試験</p> <p>キ 法第45条第1項及び第2項、第49条第3項及び第4項、第49条の3第1項、第49条の4第3項並びに第54条第2項の規定による刻印等及び刻印等の抹消</p> <p>ク 法第20条第4</p>
--	--	---	---

項、第35条第3
項、第56条第2
項並びに第61条
第1項及び第2
項の規定による
報告の受理及び
徴収

ケ 法第39条及び
法第64条の規定
による緊急時の
措置及び現状変
更禁止の指示

コ 法第74条第1
項の規定による
通報

サ 法第20条の5
第2項、第26条
第4項及び第27
条第5項の規定
による勧告

シ 法第62条第1
項の規定による
立入検査

ス 法第73条の2
の規定による手
数料の徴収

9 液化石油ガスの
保安の確保及び取
引の適正化に関す
る法律（以下本
号中「法」とい
う。）の施行に係
る事務のうち、次
に掲げる事項に関
すること。

ア 法第6条、
第8条、第10
条第3項、第
19条第2項、第
21条第2項、第
23条、第33条第
2項、第37条の
2第2項、第37
条の3第1項た
だし書、第37条
の6第1項ただ
し書、第38条の
3、第38条の10
第1項及び第2
項並びに第38条
の17第2項の規
定による届出の
受理

イ 法第38条の25
第3項の規定に

よる指示
ウ 法第37条の3
第1項、第37条
の6第1項及び
第83条第1項の
規定による検査
エ 法第14条第
2項、第16条
第3項、第16
条の2第2項、
第22条、第34条
第3項、第35条
第3項、第35条
の2、第35条の
5、第37条の5
第3項及び第37
条の7第1項の
規定による命令
オ 法第38条の4
第1項及び第5
項の規定による
液化石油ガス設
備士免状の交
付、再交付及び
書換え
カ 法第3条の2
第2項、第4条
第2項、第37条
の7第2項、第
38条の6第4項
及び第87条第1
項の規定による
通知及び通報
キ 法第13条第2
項の規定による
措置命令
ク 法第35条の10
第2項、第37条
の3第2項、第
37条の6第3
項、第38条の6
第3項、第38条
の20第3項及び
第82条第1項の
規定による報告
の受理及び徴収
ケ 法第24条第3
項及び第26条の
2の規定による
登録の失効及び
消除
コ 法第3条の2
第3項及び第86
条の2の規定に
よる閲覧の請求

出納局 会計課			の受理及び手数料の徴収
	出納局長の決裁事項	課長の決裁事項	
	1 略	1 及び 2 略 3 <u>知事が徴収を行う手数料収入（他の所属が指定した指定納付受託者からの収入を除く。）に係る調定収入に関すること（前項に規定するものを除く。）。</u>	
略			
出納局 会計課			
	出納局長の決裁事項	課長の決裁事項	
	1 略 2 <u>証紙売りさばき人の指定に関すること。</u>	1 及び 2 略	
略			

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

長崎県訓令第6号

本 庁
教 育 庁
人事委員会事務局
監 査 事 務 局
警 察 本 部
労働委員会事務局

各委員会事務局等における補助執行に関する規程（昭和39年長崎県訓令第73号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表(1)（第3条関係）		別表(1)（第3条関係）	
教育次長決裁事項	教育庁の課長又は室長決裁事項	教育次長決裁事項	教育庁の課長又は室長決裁事項
1 略	1 略 2 税外諸収入金の調定収入に関すること（ <u>会計課長の決裁事項に係るものを除く。ただし、指定納付受託者からの収入については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき自所属で指定したものに限り決裁することができる。</u> ）。	1 略	1 略 2 税外諸収入金の調定収入に関すること。
2～5 略	3～26 略	2～5 略	3～26 略
別表(3)（第3条関係）		別表(3)（第3条関係）	
人事委員会事務局長、監査事務局長及び労働委員会事務局長の決裁事項	人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長の決裁事項	人事委員会事務局長、監査事務局長及び労働委員会事務局長の決裁事項	人事委員会事務局職員課長、監査事務局監査課長及び労働委員会事務局調整審査課長の決裁事項
1 略	1 略 2 税外諸収入金の調定収入に関すること（ <u>会計課長の決裁事項に係るものを除く。ただ</u>	1 略	1 略 2 税外諸収入金の調定収入に関すること。

2～4 略	し、指定納付受託者からの収入については、地方自治法第231条の2の3第1項に基づき自所属で指定したものに限り決裁することができる。)	2～4 略	3～9 略
-------	--	-------	-------

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第597号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (7) この告示の日から開札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件
 - (1) 平成31年4月1日から申請書の提出期限までにおいて、本県、他の地方公共団体（都道府県、政令指定都市）又は国のウェブサイトを構築した実績（申請書の提出期限において稼働しているものに限る。ウェブサイトのリニューアルを含む。）があること。
 - (2) この入札に参加を希望する者は、使用するCMSパッケージが、別紙CMS機能要件一覧表に掲げる必須機能をすべて満たすこと（代替案による場合を含む。）を証するCMS機能要件一覧表を作成し、令和7年1月14日17時00分までに提出しなければならない。また、5(5)の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者が作成したCMS機能要件一覧表は5(5)の部局において審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数

- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 3(1)の資格
 - カ 3(2)のCMS機能要件一覧表
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年1月14日（火）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、長崎県秘書・広報戦略部広報課ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koho/index.html>）から入手も可能。
 - (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 営業概要書
 - ウ 委任状
 - エ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - コ 印鑑届（様式第2号）
 - サ 3(1)を証する書類（契約書の写し等）
 - シ 3(2)で指定するCMS機能一覧表※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。
※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（提出方法） 持参又は郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと）。
（住所） 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称） 長崎県秘書・広報戦略部広報課
（電話） 095-895-2021（直通）
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知（郵送）する。
- 7 資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年3月31日までとする。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
フォーリーフ諫早訪問看護ステーション	合同会社アーケオプテリクス 代表社員 才津 康隆	長崎県諫早市永昌町10番 8号江口貸事務所2F 202号	令和6年9月1日	令和12年8月31日
訪問看護ステーション ロジ	株式会社ロジ 代表取締役 津田 隆文	長崎県西彼杵郡時津町浜 田郷732-1 船本ビル2 階	令和6年7月1日	令和12年6月30日
大岡歯科医院	大岡 一正	長崎県島原市弁天町1丁 目7408-3	令和6年7月16日	令和12年7月15日
医療法人翔花会 植木 歯科医院	医療法人翔花会 理事長 植 木 靖久	長崎県島原市白山町26番 地	令和6年7月1日	令和12年6月30日
みえ薬局	有限会社爽美堂 取締役 金 山 絵利花	長崎県島原市御手水町甲 2303-1	令和6年7月1日	令和12年6月30日
医療法人雄仁会 すみ れ腎クリニック	医療法人雄仁会 理事長 浦 繁郎	長崎県諫早市川内町167 番地1	令和6年7月1日	令和12年6月30日
金森こども診療所	金森 有慶	長崎県諫早市多良見町市 布514-10	令和6年7月10日	令和12年7月9日
しろみ薬局	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市城見町13- 5	令和6年7月7日	令和12年7月6日
ますだ薬局	益田 憲治	長崎県諫早市永昌町44- 16	令和6年7月29日	令和12年7月28日
ローズマリー薬局	株式会社九州メディカル工房 代表取締役 吉田 忠弘	長崎県諫早市多良見町市 布516-1	令和6年7月1日	令和12年6月30日
医療法人 もとやま ファミリークリニック	医療法人 もとやまファミ リークリニック 理事長 本 山 浩道	長崎県大村市古賀島町 1777-1	令和6年7月1日	令和12年6月30日
いのうえデンタルクリ ニック	井上 博伸	長崎県大村市武部町53- 5	令和6年7月1日	令和12年6月30日
さくら耳鼻咽喉科クリ ニック	蒲地 亮介	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷 ノ浦11番地	令和6年7月7日	令和12年7月6日
三井所薬局	株式会社ロカメディコ 代表 取締役 三井所 聖	長崎県壱岐市郷ノ浦町東 触1309-2	令和6年7月1日	令和12年6月30日
宿輪医院	宿輪 昌宏	長崎県五島市奈留町浦 1866-1	令和6年7月14日	令和12年7月13日

永吉医院	永吉 敏郎	長崎県雲仙市吾妻町本村名234	令和6年7月1日	令和12年6月30日
田口歯科医院	田口 一夫	長崎県雲仙市愛野町乙307	令和6年7月1日	令和12年6月30日
あいの薬局	株式会社トータス 代表取締役 秀島 義浩	長崎県雲仙市愛野町甲3835-4	令和6年7月1日	令和12年6月30日
新生堂調剤薬局	株式会社新生堂薬品 代表取締役 兼田 政信	長崎県南島原市深江町丙381-1	令和6年7月1日	令和12年6月30日
小川クリニック	小川 吾一	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目30-6	令和6年7月1日	令和12年6月30日
医療法人社団 幸寿会 島原こころのクリニック	医療法人社団 幸寿会 理事長 川口 哲	長崎県島原市広馬場町375-2	令和6年6月1日	令和12年5月31日
健康堂薬局えびす店	株式会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県島原市広馬場町375-3	令和6年6月3日	令和12年6月2日
医療法人Palette ゼロフルクリニック	医療法人Palette 理事長 上田 厚登	長崎県大村市小路口町244番地7	令和6年7月1日	令和12年6月30日
ぶんかの森調剤薬局	有限会社ぶんかの森調剤薬局 取締役 西村 晋	長崎県西彼杵郡時津町野田郷48-1	令和6年6月2日	令和12年6月1日
上田歯科医院	医療法人九州恵会 理事長 上田 倫生	長崎県南島原市深江町丙248番地2	令和6年7月1日	令和12年6月30日
山口歯科診療所	山口 弘之	長崎県諫早市山川町2-12	令和6年9月1日	令和12年8月31日
しらぬひ薬局	不知火薬品株式会社 代表取締役 宮崎 清彰	長崎県諫早市永昌東町9-23	令和6年9月1日	令和12年8月31日
有限会社はまさと薬局	有限会社はまさと薬局 代表取締役 濱里 悟史	長崎県諫早市森山町下井牟田2427-1	令和6年9月16日	令和12年9月15日
まつかわ歯科医院	松川 卓功	長崎県大村市西大村本町265-2	令和6年9月1日	令和12年8月31日
医療法人 森歯科医院	医療法人森歯科医院 理事長 森 隆	長崎県松浦市今福町北免2009番地25	令和6年9月1日	令和12年8月31日
山田医院	山田 雅彦	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1253-1	令和6年9月22日	令和12年9月21日
長崎整形外科よつ葉クリニック	医療法人クローバー 理事長 藤本 得宮子	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷662番地	令和6年9月1日	令和12年8月31日
医療法人 井川内科医院	医療法人井川内科医院 理事長 井川 長年	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022-7	令和6年9月1日	令和12年8月31日
荒木歯科医院	荒木 信二	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷709-1	令和6年9月2日	令和12年9月1日
健康堂薬局女の都店	株式会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県西彼杵郡長与町高田郷858-75	令和6年9月1日	令和12年8月31日

有限会社 さわだ薬局	有限会社さわだ薬局 代表取締役 澤田 昭範	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷299番地2	令和6年9月1日	令和12年8月31日
医療法人 津田歯科医院	医療法人津田歯科医院 理事長 津田 丈夫	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2254番地14	令和6年9月1日	令和12年8月31日
けん中央薬局	山田 輝代嗣	長崎県大村市松原1-475-1	令和6年9月1日	令和12年8月31日
いしだ歯科医院	医療法人博豊会 理事長 石田 豊	長崎県諫早市多良見町化屋481番地3 プレステージ多良見2階	令和6年4月1日	令和12年3月31日
八木原わたなベクリニック	医療法人福陽会 理事長 渡邊 建詞	長崎県西海市西彼町八木原郷1523-1	令和6年4月1日	令和12年3月31日
しょうへい内科クリニック	成田 翔平	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1096番地 A S Kビル3階B	令和6年5月1日	令和12年4月30日
天祥堂薬局	寺平 政子	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷100番地1	令和6年10月13日	令和12年10月12日
ケアランド訪問看護ステーション	一般社団法人在宅支援長崎代表理事 下村 千枝子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428番地13	令和6年10月1日	令和12年9月30日

長崎県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

（変 更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人光風会 草野内科小児科医院	医療法人光風会 理事長 草野 史郎	長崎県諫早市永昌東町15-1	名称変更	令和6年7月31日
新	医療法人光風会 草野内科医院				

長崎県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
医療法人社団 幸寿会 島原こころのクリニック	医療法人社団 幸寿会 理事長 川口 哲	長崎県島原市蛭子町2丁目934-1	令和6年5月31日
福江薬局吉久木店	株式会社ドラッグイレブン	長崎県五島市吉久木町444-1	令和6年5月16日

	代表取締役 半澤 剛		
ぶんかの森調剤薬局	有限会社ぶんかの森調剤薬局 取締役 西村 晋	長崎県西彼杵郡時津町野田郷46番地1	令和6年6月1日
上田歯科医院	医療法人九州恵会 理事長 上田 倫生	長崎県南島原市深江町丙281-1	令和6年6月30日
医療法人見松会 あきやま診療所	医療法人見松会 理事長 礪山 明正	長崎県諫早市城見町43番1号	令和6年7月31日
医療法人 さわだ耳鼻咽喉科医院	医療法人さわだ耳鼻咽喉科医院 理事長 澤田 正道	長崎県諫早市八天町6-3	令和6年6月30日
さくら薬局対馬店	株式会社トータル・メディカルサービス 代表取締役 永富 将寛	長崎県対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原乙330-11	令和6年8月31日
医療法人 山崎医院	医療法人山崎医院 理事長 山崎 美緑	長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1806-23	令和6年9月19日
医療法人 松本耳鼻咽喉科	医療法人松本耳鼻咽喉科 理事長 松本 浩司	長崎県五島市池田町2-17	令和6年7月31日

長崎県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	野村 慶英	循環器内科	医療法人宏善会 諫早記念病院	諫早市天満町2番21号	令和6年12月1日
2	白川 琢大	内科、循環器内科、消化器内科	しらかわ内科クリニック	壱岐市芦辺町諸吉仲触4-1	令和6年12月1日
3	出口 英孝	内科	医療法人社団威光会 松岡病院	島原市江戸丁1919番地	令和6年12月1日
4	平山 昴仙	外科	医療法人光善会 長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155-2	令和6年12月1日
5	中原 賢一	内科	医療法人和光会 恵寿病院	諫早市有喜町593-1	令和6年12月1日
6	田中 希	整形外科	医療法人伴帥会 愛野記念病院	雲仙市愛野町甲3838番地1	令和6年12月1日

長崎県告示第602号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名

- 金納産業株式会社 代表取締役 江中 竹彦
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
6 畜第427号
令和6年11月21日
 3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県島原市有明町湯江乙2524-669
 4. 認定に係る畜舎等の種類
堆肥舎

長崎県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町間伏郷字犬瀬701の49・701の85（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第604号

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料を次のように定め、令和6年12月10日から適用する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料を次のように定め、令和6年12月10日から適用する。

- 1 長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1に定める手数料のうち、別表第1に掲げる手数料
 - 2 長崎県手数料条例に定める手数料を除くほか、県が徴収する手数料のうち、別表第2に掲げる手数料
- 別表第1

番号	手数料の名称
1	一般旅券発給手数料
2	一般旅券の渡航先の追加手数料
3	介護支援専門員証交付手数料
4	漁業権免許申請手数料
5	団体漁業権共有認可申請手数料
6	漁業権分割変更免許申請手数料
7	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
8	個別漁業権移転認可申請手数料
9	休業中の漁業許可申請手数料
10	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料
11	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料
12	免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付手数料

13	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料
14	免許漁業原簿閲覧手数料
15	漁船登録申請手数料
16	漁船登録票再交付手数料
17	漁船検認手数料
18	漁船登録変更申請手数料
19	漁船登録謄本交付手数料
20	小型漁船総トン数測定手数料
21	遊漁船業登録申請手数料
22	遊漁船業更新登録申請手数料
23	遊漁船業務主任者講習手数料

別表第2

番号	手数料の名称	
1	長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）第2条に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料	危険物取扱者免状交付手数料
		危険物取扱者免状書換手数料
		危険物取扱者免状再交付手数料
		消防設備士免状交付手数料
		消防設備士免状書換手数料
		消防設備士免状再交付手数料
2	長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）第45条に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料	屋外広告物設置許可申請手数料
		屋外広告業登録申請手数料

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県秘書・広報戦略部広報課

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

③ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託に関する令和6年12月10日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。ただし、持参の場合は開庁日の9時00分から17時00分までとする。

入札に参加しようとする者は、申請書に「長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格並びに資格申請の時期及び方法等について定める告示（令和6年長崎県告示597号）5(3)で示す書類を添えて提出すること。

（提出方法）持参又は郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと）。

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県秘書・広報戦略部広報課

（電話）095-895-2021

（提出期限）令和7年1月14日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県秘書・広報戦略部広報課

（電話）095-895-2021

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年1月14日17時00分までの間（県の休日を除く。）とする。なお、対面での交付は開庁日の9時00分から17時00分までとする。

（場所）5の部局等とする。

なお、長崎県秘書・広報戦略部広報課のホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koho/>）からも入手可能。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先 長崎県秘書・広報戦略部広報課

(2) 受領期限 令和7年1月27日 17時00分（必着）

- (3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと）。
悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。
- 10 開札の日時及び場所
（場所）長崎県庁行政棟1階入札室
（日時）令和7年1月28日13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限）令和7年1月27日17時00分（必着）
（提出先）長崎県秘書・広報戦略部広報課
（その他） 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内に必着のこと。
郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。
郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 12 入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。（CMS機能一覧表を提出していない者又はCMS機能要件一覧表を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札した時を含む。）
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (15) 代理人が入札したとき。
 - (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
 - (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
 - (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Contract for renewal of Nagasaki prefectural official website
 - (2) Fulfillment period :
March 31, 2026
 - (3) Delivery place :
Public Relations Division,
Secretary, Public relations and strategy Department,
Nagasaki Prefectural Government,
 - (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 pm. January 27, 2025
 - (5) Date and time for the opening of tender :
1:30 pm. January 28, 2025
 - (6) Point of contact :
Public Relations Division,
Secretary, Public relations and strategy Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1, Onoue-machi Nagasaki City
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、清算法人西郷土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
本 田 靖 男	雲仙市瑞穂町西郷丁1418番地
西 田 和 幸	雲仙市瑞穂町西郷己1180番地
濱 田 一 馬	雲仙市瑞穂町西郷辛1533番地

土地改良区の清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人西郷土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年12月10日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏 名	住 所
益 田 俊 市	雲仙市瑞穂町西郷己187番地
前 田 照 義	雲仙市瑞穂町西郷丁1368番地
西 田 康 雄	雲仙市瑞穂町西郷己245番地
山 下 光 徳	雲仙市瑞穂町西郷丁1181番地
木 下 達 雄	雲仙市瑞穂町西郷丁950番地 3
柿 田 和 則	雲仙市瑞穂町西郷丁1271番地
中 島 重 徳	雲仙市瑞穂町西郷戊1080番地 5
三 丸 勝 義	雲仙市瑞穂町西郷丙387番地
川 田 利 夫	雲仙市瑞穂町西郷戊325番地 1
山 本 祐一郎	雲仙市瑞穂町西郷己159番地
鵜 殿 誠	雲仙市瑞穂町西郷辛231番地 2
宮 崎 泰 治	雲仙市瑞穂町西郷辛1252番地 4
室 田 和 昭	雲仙市瑞穂町西郷庚241番地

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第48号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、候補者中村泰輔の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（令和5年12月12日長崎県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のとおり公表する。

令和6年12月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 長崎県議会議員一般選挙（長崎市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,929,000円

3 報告書の要旨
「

候補者氏名	中 村 泰 輔	所属党派	国民民主党	期 間	令和5年1月10日から 令和5年4月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 亮 太					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		630,000
中村泰輔後援会		5,000,000		家 屋 費		726,750
その他の寄附		0		選挙事務所費		158,000
その他の収入		100,000		集合会場費等		31,224
				通 信 費		128,876
				交 通 費		1,125,000
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		95,111
				食 糧 費		0
				休 泊 費		1,931,811
				雑 費		
今 回 計		5,100,000		今 回 計		4,826,772
前 回 計		0		前 回 計		0
総 計		5,100,000		総 計		4,826,772
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	ポスターの作成					880,605円
	ビラの作成					123,200円
	計					1,003,805円

報告書受理年月日	令和5年4月21日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

候補者氏名	中村泰輔	所属党派	国民民主党	期 間	令和5年4月25日から 令和5年4月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	森 亮 太					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費	0	
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集会会場費等	0	
				通信費	10,188	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	0			今回計	10,188	
前回計	5,100,000			前回計	4,826,772	
総計	5,100,000			総計	4,836,960	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ポスターの作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和5年5月1日		第2回報告分		

を、
「

候補者氏名	中村泰輔	所属党派	国民民主党	期 間	令和5年1月10日から 令和5年4月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 亮 太					
収入	円			支出	円	
主たる寄附				人件費	630,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	0	
中村泰輔後援会		5,000,000		選挙事務所費	726,750	
国民民主党長崎県総支部		900,000		集会会場費等	158,000	
その他の寄附	0			通信費	31,224	
その他の収入	100,000			交通費	128,876	
				印刷費	1,125,000	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	95,111	
				休泊費	0	
				雑費	1,931,811	
今回計	6,000,000			今回計	4,826,772	
前回計	0			前回計	0	
総計	6,000,000			総計	4,826,772	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ポスターの作成			880,605円		
	ビラの作成			123,200円		
	計			1,003,805円		
報告書受理年月日		令和5年4月21日		第1回報告分		

候補者氏名	中 村 泰 輔	所属党派	国民民主党	期 間	令和5年4月25日から 令和5年4月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	森 亮 太					
収 入		円		支 出		円
主たる寄附	0			人 件 費		0
その他の寄附	0			家 屋 費		
その他の収入	0			選挙事務所費		0
				集会会場費等		0
				通 信 費		10,188
				交 通 費		0
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		0
今 回 計		0		今 回 計		10,188
前 回 計		6,000,000		前 回 計		4,826,772
総 計		6,000,000		総 計		4,836,960
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	ポスターの作成				0円	
	ビラの作成				0円	
	計				0円	
報告書受理年月日		令和5年5月1日		第 2 回 報 告 分		

」

に改める。

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第3号

有明海自動車航送船組合議会令和6年第2回定例会を令和6年12月19日午後3時30分雲仙市に招集する。
令和6年12月10日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント